

# 大分県報

平成三十年  
第二九五号  
六月二十六日

（火曜日）

## 目次

規則	大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正	一
告示	生活保護法等による医療機関の指定	一
	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	三
	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	三
	土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	五
公告	県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	五
公 告	土地改良区の役員の就退任（四件）	五
正 誤	平成三十年十月一日付け大分県報号外（一一七）に記載の大分県規則第六十六号（大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則）中の訂正	八
○規則		
	大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
	平成三十年六月二十六日	
	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
	大分県規則第五十八号	
	大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	
	大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和六十三年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。	
	題名を次のように改める。	

平成三十年六月二十六日

大分県報（規則）

### 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第五条中「分担金」を「分担金等」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金の額の決定通知）

第五条 知事は、条例第六条第一項又は第三項に規定する特別徴収金（同条第六項において準用する条例第二条第二項の規定により徴収する金銭を含む。以下同じ。）の額を定めたときは、特別徴収金決定通知書（第四号様式）により特別徴収金の徴収を受ける者に通知するものとする。

第一号様式中「大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」に改め、同様式の注を次のように改める。

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第二号様式中「大分県営土地改良事業分担金徴収条例」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改める。

第三号様式中「大分県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第5条関係）

特別徴収金決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

事業 地区の施行地域内の土地に係る特別徴収金について、下記のとおり決定したので、大分県宮土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

特別徴収金の額		円
特別徴収金徴収の対象となる土地	所在地	
	面積	m <sup>2</sup>
特別徴収金徴収の理由		

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

注2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指定年月日
医療法人新生会 宇佐胃腸病院	医療法人新生会	宇佐市大字江須賀四〇九二一一	平三〇・四・一
岡本病院おかも と糖尿病・内分 泌クリニック	岡 本 将 英	豊後大野市犬飼町犬飼一一	平三〇・六・二〇
深江歯科医院	医療法人深江歯 科医院	白杵市大字江無田三八四一六	平三〇・五・一
児玉耳鼻咽喉科 クリニック	医療法人児玉耳 鼻咽喉科クリニ ック	別府市北浜二丁目五一一四	平三〇・六・一
渡辺内科クリニ ック	医療法人来蘇会	白杵市大字白杵字祇園洲二〇一一	〃
さくら産婦人科 医院	医療法人新明会	白杵市大字野田二七八	〃
姫島村国民健康 保険診療所	姫 島 村	東国東郡姫島村一五六〇一一	平三〇・六・二九

姫島村国民健康 保険診療所（歯 科）	〃	〃	〃
有限会社松浦薬 局	有限会社松浦薬 局	日田市元町一六一三	平三〇・六・二八
東中の島調剤薬 局	株式会社下川薬 局	佐伯市中の島三丁目二一一	平三〇・六・一一
駅前調剤薬局	有限会社田中薬 局	佐伯市駅前二丁目五一〇	〃
あそう調剤薬局 赤嶺店	有限会社パルマ コン	豊後大野市三重町赤嶺二一六四 一七四	〃
みさと薬局挾間 店	有限会社みさと 薬局	由布市挾間町挾間二七〇一一	〃

大分県告示第四百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成三十年六月十一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 マンション管理組合ネットワーク大分  
代表者の氏名  
小 野 祥 美
- 三 主たる事務所の所在地  
大分市金池町二丁目七番二十一―八百三三
- 四 定款に記載された目的  
この法人は、県内のマンション管理組合・区分所有者、関係団体・関係者、自治体および大分県民（以下「県民」という。）のネットワーク化を図り、マンション管理およびマンション生活に関する啓発・支援事業を行い、マンション管理組合による主体的な管理・

運営と地域社会の理解によりマンションおよび周辺地域の住環境整備、地域社会との良好な関係の構築を促進し、もって県民生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容  
会員に関する事項の変更  
役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更  
公告の方法の変更

大分県告示第四百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請の概要  
大分県知事 広 瀬 勝 貞
  - 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一  
三和酒類株式会社
  - 代表取締役 下 田 雅 彦
  - 2 特定事業場の所在地及び名称  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一  
三和酒類株式会社 本社工場
  - 3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号イ 原料処理施設、ニ ろ過施設及びへ 蒸留施設
- |     |     |            |
|-----|-----|------------|
| 能 力 | 種 類 | 原料処理施設 二基  |
|     | ①   | 一五〇キログラム／日 |
| ②   |     | 一五〇キログラム／日 |

種 類	能 力	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	汚 染 等 の 状 態 の 値	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	汚 染 等 の 状 態 の 値	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量			
																												単 位	値	単 位	値
ろ過施設一基	八〇〇L/時間	五	五	八	一、一〇〇	一、六〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	許可後	許可後	許可後	連続	四時間	なし	②	①	②	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	①	②
																一	一													一	一
蒸留施設一基	四〇〇L/回	一〇	一	一五	一、五〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	四	許可後	許可後	許可後	連続	四時間	なし	②	①	②	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	①	②
																一	一													一	一
4 汚水等の処理の方法	〇・三	〇・四	二	二	五〇	七〇〇	九〇〇	五	許可後	許可後	許可後	連続	四時間	なし	②	①	②	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	①	②
																一以下	一以下													一以下	一以下

5 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。  
排出水の量及び汚染状態の値

項目	一日当たりの排出水量		No. 1
	単位	値	
水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	最大の値 一、〇〇〇
生物化学的酸素要求量	mg/l	—	—
化学的酸素要求量	mg/l	二・〇	三・〇
浮遊物質	mg/l	二・〇	三・〇
窒素含有量	mg/l	〇	一・〇
りん含有量	mg/l	〇	一・〇
大腸菌群数	個/cm	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一以下	七・〇

その他参考となるべき事項  
公共用水域への排出は冷却水のみ

- 二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所
- 縦覧期間  
平成三十年六月二十六日から同年七月十七日まで
  - 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

**大分県告示第四百十四号**

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。  
平成三十年六月二十六日

一 形質変更時要届出区域

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年六月二十六日

別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三の一部  
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域  
別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三の一部、字片山千二百五十六番七の一部、千二百五十六番十四の一部及び千二百五十六番十五の一部

**大分県告示第四百十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後大野市朝地町綿田三百九十四番地の後藤啓文ほか四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
平成三十年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （区画整理）	豊後大野西部 二期地区	平三〇・六・二六から 平三〇・七・一七まで	豊後大野市 役所

**公 告**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤原溜池土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
平成三十年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
（退任役員）

役名	氏名	住所
		大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示・公告）





平成三十年六月二十六日

大分県報（正誤）

○正 誤

平成十三年十月一日付け大分県報号外（二一七）に登載の大分県規則第六十六号（大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則）中の訂正

二	ページ	段	行	誤	正
下	右から九	取用中	取用中		